

ルッターにおける教会と職制

土 肥 昭 夫

一 序 論

我々はこの論文で何を問題としてとりあつかうとしているかをべておきたい。

ルッターが福音の真理を再発見したとき、彼は自分の周辺にある一切のものに対してこの福音の光の下に検討した。しかし免罪符や教会の破門に関する論議、ライプチヒにおけるエックとの論争を通して彼が究極的にぶつからねばならなかったものは、ローマ・カトリック教会が最後のにゆずることの出来ない権威として主張している教会の権威に関する問題であった。彼の教会や職制に関する見解はかようなローマ・カトリシズムとの対決の中で彼が再発見した福音の真理につらぬかれて生み出されたものである。ではルッターは福音の再発見より如何なる教会観、職制観を形成するようになったか、彼の教会観は彼の福音主義的立場とどのように結びついているかを考えてみたい。

かような考察の仕方をするには我々があらかじめ一つの立場に立ってルッターを理解しようとしていることを意味

する。彼の教会観や職制観をふくめた神学思想は何よりも先ず彼の福音の再発見にもとづいており、何かそれ以外のもの、例えばローマ・カトリック教会の教理的欠陥や倫理的腐敗にもとづくものではない。彼の神学の構造はローマ・カトリシズムに対する単なる反逆或は反抗という形で理解されない。多くのカトリック神学者がこのような形でルッターを批判しようとしている。若しそうだったとしたら彼の神学や宗教改革はその本質的精神において中世末期の会議主義運動、ウィックリフ、フスの改革運動、更には十六世紀における反対改革と軌を一にしたものと云える。彼の独自性は正しく彼が福音の真理を自ら再発見し、体得し、それに動かされて宗教改革を企て、その真只中で神学が生み出されて行つたところにある。

したがつてそこから考えられることは彼の神学的主張は聖書において示された原始基督教への単なる回顧でも復帰でもない。エラスムスやツヴィングリのような人文主義者やカールシュタット、トーマ・スミンツァーのような過激な福音主義者はこの事を考えた。しかしルッターにおいては歴史を一足とびにして「聖書に帰れ」というスローガンは彼の神学の構造や宗教改革の理念に関する限りみあたらない。むしろ彼においては聖書の信仰を十六世紀の教會的社会的状況の下において再解釈したもの、具体的には福音的信仰をローマ・カトリシズムとの対決の中で反省し、ドイツという特定の地域における宗教改革の状況の中で生み出されて行つたものといふことが出来る。⁽¹⁾

次に我々はルッターの教会建設についてとりあつかいたい。ウオルムス国会後彼の立場にしたがつて各地でカトリック教会が改革され、福音主義教会が設立されてゆき、彼自身もこれに関与し、又ザクセンにおいては教会設立にたづさわつた。そこに出来上つた教会は一言で云えば地方教会(Landskirche)である。そこで果してこの体制はルッターが福音の真理の再発見より必然的にみちびき出された教会とその職制に関する見解に合致するものであつたかどうかとい

うことが問われねばならぬ。具体的に云えば彼の提唱したものととしてよく知られている「聖徒の交わり (communio sanctorum)」とか万人祭司説の立場は果して地方教会においてつらぬかれてであろうかという問題が問われねばならぬ。若し一貫性のない主張であれば、彼が初期に持ったこれらの見解は単にローマ・カトリック教会を批判するためのものにすぎなかったのだろうか、或は過激な再洗主義者達の分派の運動によつて変更をせまられたもの、更にはドイツの歴史的事情に合致しない一種の理想論であつたのだろうか。

これと関連して次の問題も考えられねばならぬ。ルッターは教会を構成するものは信仰による自由と良心を原理とする信仰者であるとしたが、地方教会において強制と法律を原理とする世俗的権威が介入している。靈的権威を世俗的権威から分離することに彼の「プロテスタント」的貢献があるとされているのにこの事に対してルッターはどう考えているのか。

これらの問題を明かにするためには彼の初期の著作を検討し、後期における地方教会の体制を裏付けるような神学的基礎が既にそこにあるかどうかを考察してみなければならぬ。かような問題を問うことはルッターとルーテル主義との歴史的関連を明かにする一つの手がかりとなるにちがいない。⁽²⁾

(一) W. Pauck, *The Heritage of the Reformation*, 1950,

pp. 24 ff. バウク教授は本書の三章「ルッターの教会観」の項でルッターの基督教理解の原則が彼が遺産として受けついで来たローマ・カトリシズムの聖書的、福音的批判と訂正であるとき、この方法によりつづつルッターの教会観を分析している。本論文はバウク教授のこの著作及

び彼の論文 "The Ministry in the Time of the Continental Reformation" in H. R. Niebuhr and D. Williams (ed.), *The Ministry in Historical Perspectives*, 1956. 更に彼のヨヒオンン神学校における一九五七—五八年度のゼミナー *The Theology of Martin Luther* に負うところが大きい。

橋ニイーダレンのモテイーフ・フォルシュンダを用いてルッターの神学を分析した Ph. Watson, *Let God Be God*, 1948, pp. 9ff. も又我々と同じ方向にルッターの立場を理解しようとしている。

(2) 信仰義認の教理により福音を再発見したルッターと地方教会建設に着手しているルッターが相違するごとをとい

二 神の言と教会

ルッターは所謂信仰義認の教理によつて福音を再発見した。救いはキリスト・イエスにおける神の自由な恩恵の業である。それは信仰によつて与えられるものであつて人間の如何なる媒介も必要としない。信仰者は神の御前にはただ罪人として立たしめられるのであり、神の義を信仰によつて附与されてのみ義とされる。彼はその恩恵によつてたえず覆われ、かくして義人とされてゆく。福音即ち神の言こそ信仰者を救う根源的な神の業である。神の言のみが神と信仰者の交わりを開くものである。⁽¹⁾

この故に神の言は教会の最も貴重な宝であり、福音の宣教こそ教会の最も大切な業である。⁽²⁾ 教会は御言と共に立ち御言と共に倒れる。御言のみが神の恩恵をたづさえるものであるから教会の全生命と本質は神の言の中にある。⁽³⁾ 御言がきたられるとき、それは信仰者と不信仰者を区別する剣であり、審判官の笏としてあらわれる。⁽⁴⁾ ある人々はこれをうけ入れても他の人々はうけ入れぬ。⁽⁵⁾ かくして福音を信じ基督と交わる者達がここに出現する。この基督を信じる群の中において基督はその群の牧者として働き、彼等は御言によつて養われて霊的生活を送るが、この交わりの団体こそ眞の教会

ルッターにおける教会と職制

てヘール大学のニィーバー教授は云う “The Luther who began the Reformation belonged to mankind. ……But the Luther who founded the Lutheran Church as a separate, nationalist denomination was a Germanized Luther……” (H. R. Niebuhr, *The Social Sources of Denominationalism*, 1957, p. 133).

である。⁽⁶⁾ この教会をルッターは聖徒の交わりと呼んだ。彼は「聖徒」をパウロと同様恩恵の中に生き育てられる信仰者の意味に解し、「聖徒の交わり」という用語を使徒信条から学びとって用いた。⁽⁷⁾

この教会は基督と交わり信仰を基礎とするから霊的なもの、内面的なもの、したがって人間の眼や理解には不可見なものであり、肉体的なもの、外面的なもの—例えば教皇、司教とかローマとかいう可見的なものの人間的權威によつて立つものではない。⁽⁸⁾ かようにして霊的不可見の教会を肉的可見の教会から区別することによつてルッターはローマ・カトリック教会に対抗する教会觀の基礎を持った。⁽⁹⁾ しかし乍らこの真の教会は霊的なものであるがこの世の中に実在している。丁度人間において身体が靈魂の像であるように重なる教会は必然的に肉體的なものを持つ。⁽¹⁰⁾ 内面的な教会は外面的な教会と区別されねばならないが分離されることは出来ない。⁽¹¹⁾ 聖徒の交わりなる教会は外面的な形態を持つことなしにこの世の中に存在し得ないが、それによつて成り立つのではない。そしてこの外面的形態はそれによつて内面的な教会がその本質を云いあらわすような形態でなければならぬ。それは簡潔に云えば御言の説教と聖礼典が正しく執行されるころ、説教と聖礼典を通して神の言が正しくあらわされるところに霊的な教会は具体性を持つ。⁽¹²⁾ この意味で神の言は不可見の教会と可見の教会をわたす橋として考えられている。⁽¹³⁾ 御言が説教や聖礼典を通して伝達されるとき、そこに信仰者の交わりが生れ、彼等は共通の信仰によつて結び合わされて全世界の中に存在している。⁽¹⁴⁾ 使徒時代より今日までこの交わりの共同体は御言とそれへの信仰者の信仰の継承によつて存続して来た。⁽¹⁵⁾ 基督の教会は信仰者の相互の交わりによつて支えられた一つの団体である。そこでは法的強制が支配的のではなく自由な従順と奉仕が存在する。⁽¹⁶⁾ 基督と基督者の人格的な共同体が真の教会の形態である。

(1) ルッターは「神の言」という概念をいろいろな意味で用

いている。それは基督の福音とか、聖書の言とか、説教

- 者のかたる言という意味でかたられているが、場合によつてはそのいづれの意味を持つかを判別することが困難である。しかし根本的に云つて神の言は基督を意味する。そして聖書はその基督が包まれ寝かせられていづるところの産次であり馬槽である (W. A. X/1, 576, 12) ヘルンター全集のマイナル版十卷一冊の五七六頁十二行目と同じ意味)。この意味で御言は聖書の本質的内容として考えられている。又御言は時代の中に神の生きた言として教会を通じてかたられねばならぬ。御言の説教の中での聖の聖が起る。このよからな解釈は(1)つは Ph. Watson, op. cit., pp. 149-152 を参照した。
- (2) W. A. III, 259, 18, "verbum enim dei conservat ecclesiam dei". W. A. III, 571, 28, "ex Christo et evangelio nascuntur plurimi fideles."
- (3) W. A. II, 509, 14, "Solum verbum est vehiculum gratiae dei". W. A. VII, 721, 9, "tota vita et substantia ecclesiae est in verbo dei".
- (4) W. A. III, 348, 21, "verbum dei gladius est et iudicii virga discensens nos". cf. W. A. III, 32, 2, 454, 25
- (5) W. A. IV, 10, 22, ff. "evangelium, licet sit verbum dei et de natura sua sit, ut in hominem dicatur; tamen non in omnes dicitur, quia non omnes capiunt, unde nullo modo ipsum audiunt, in quos non dicitur, et ルッターにおける教会と職制
- tantum ad illos dicitur". W. A. IV, 248, 10, "in iudicio quia per illos (sermone suas) alii cadunt incredulitate, alii surgunt fide". 彼のかような主張の根拠は神の神のの教理が存在する。
- (6) W. A. III, 251, 5, 394, 12
- (7) 使徒信条に引かれた「我々……聖なる公同」(ルッターは種々 christliche とおぼかせる) 教会「聖徒の交わり……を信す」という条項はルッターはつねにたぎ帰つて聖徒の交わりの意味を明かにしようとする。(W. M. L. I, 349, II, 372-373, V, 264) ルッターの著作の英訳で「ソート」(ソート)で編集刊行されたもの(の意訳)
- (8) W. A. VI, 296, 37 ff., "Drumb umb meures vorstandts und der kurtz willenn wollen wir die zwo kirchen nennen mit unterschiedlichen namen. Die erste, die natürlich, grundtlich, wesentlich und warhaftig ist, wollen wir heysen ein geistliche, ymerliche Christenheit, die andere, die gemacht und außertlich ist, wollen wir heysen ein leyliche, außertlich Christenheit, nit das wir sie von einander scheydenn wollen, sondern zugleich als wen ich von einem menschen rede und yhn nach der seelen ein geistlich, nach dem ley ein leylichen menschen nennen, ……." ルッターは不可見聖(unsichtbar) 正視聖(sichtbar) という

現よりも靈的 (geistlich) 肉 (leiblich) とする表現を好んで用い、それにより二つの教会を区別したり、関係づけをせたりしようとする。

- (9) K. Holl, "Die Entstehung von Luthers Kirchenbegriff" (1915), in Ges. Aufs. I, 1948, S. 312. ホルホルの論文でヘンターの教会觀の發端が彼の最初の著作「神學講解」(一五二二—一六〇六年)に既にあらわれ、カタリック神學者が云うようにローマ・カタリック教会と諸問題で論争するために構造をわたすのではないとみづい。本論文も彼を食うものの大物。
- (10) W. A. VI, 295, 25, "Das ist wol war, das gleich wie der leyp ist ein figur odder bild der seelen, also ist auch die leyplich gemein ein furbild diser christlichen, geystlichenn geweyne, das, gleich wie die leyplich gemeyn ein leiplich heubt hat, also auch die geistlich gewein ein geistlich heubt hat" コロド肉體の教会が二つの意味で用いられている。始めの意味は肉體の靈的教会と結びつくが、後の意味ではこれを区別されるべき存在として考えられたこと。cf. W. A. VII, 719, 34 ff.
- (11) W. Pauck, *The Heritage of the Reformation*, 1950, p. 32
- (12) *Confessio Augunstana*, (1530) Art. VII—De Ecclesia,
- (13) "Est autem Ecclesia congregatio Sanctorum (Versammlung aller Gläubigen), in quo Evangelium recte (rein) docetur, et recte (laut des Evangelii) administrantur Sacramenta" (Ph. Schaff, *The Creeds of Christendom*, III, 1882, pp. 11-12). cf. W. A. I, 639
- (14) "Der Begriff des Evangeliums schlug ihm (Luther) die Brücke von der unsichtbaren zur sichtbaren Kirche hinüber" (K. Holl, op. cit., SS. 304-305)
- (15) W. A. III, 258, 38, "quia ubicunque predicatur verbum spiritus, sine fructu non predicatur". W. A. III, 259, 15, "notamus, quod verbum dei libenter audientum est, quia nunquam frustra predicatur. Isaie 55, 'verbum, quod egredientur de ore meo' (V. 11)".
- (16) W. A. IV, 169, 30, "quia ecclesia nascitur et semper mutatur in successione fidelium, alia et alia est ecclesia et tamen semper eadem". これは明かニコレー・カタリック教会の教皇による使徒的繼承説に対する反駁である。
- (17) コロド我々はヘンターが「基督教の四柱」の中でこのた有る二つのテーマを想うようになった。W. A. VII, 21, 1f, "Eyn Christen mensch ist eyn freyer herr neber alle ding und niemant unterhan. Eyn Chris-

三 教会の職制

ルッターの職制觀も福音の真理からひき出されるべきものであった。

教会の職制の本質は彼によれば神の言の宣教以外にあり得ない。聖職者は神の言につかえるもの (minister verbi dei) であり、聖書において明かにされた御言の伝達こそその本質的職務である。神の言は彼等のかたる言を通して世界の中に実りを持つ。⁽¹⁾

ところでこのような職務は本来あらゆる信仰者にゆだねられたものである。⁽²⁾ なぜならば御言によって義とされ、御言によつて養われた信仰者である故に、彼等の中にこそ御言は具体的に生き且働いている。御言は信仰者或は聖徒の交わりの中に附与され、それ以外のものの中にあるのではない。したがつて教皇や司教は罪の宣告や赦罪の権利を排他的に自分の手中におさめることは出来ない。むしろあらゆる信仰者が神と人間の間における祭司、聖職者たる權威と資格があたえられている。これがルッターの職制に関する革新的な見解、即ち万人祭司説の根本的立場である。これは彼の福音の再発見、御言にもとづく眞の教会即ち聖徒の交わりから必然的にひき出されるべきものであった。したがつて彼が比較的初期の作品においてこの見解に近づいて行つたのは当然であろう。⁽³⁾ そしてこの教理によつて彼はローマ・カトリック教会の聖俗分離の二元論的職制觀をのりこえたのみならず、聖徒の交わりが職制論的によつてどのような可視的形態をとるべきであるかということに対して根本的な方向づけを与えた。⁽⁴⁾

あらゆる信仰者は祭司であり聖職者である。しかし乍ら誰でもが教会において説教をなし、聖礼典を執行するわけでは

はない。ある人々が一般の信徒から区別されてこれらの職務にたづさわらなければならぬ。この特定のえらばれた人々は一般会衆から委託され、彼等の名においてこれらの職務にたづさわるのである。⁽⁵⁾したがって聖職者といわれる者達は平信徒より区別されるが、それは職務 (Berufen, amt) の故であつてその靈的權威 (Gewalt) や資格 (Stand) の故ではない。後者においては聖職者と平信徒は何ら差別は存しない。⁽⁶⁾聖職者は信仰者が本来的にゆだねられている權威を職務として執行しているにすぎないのである。

かくしてルッターにおける聖職者と平信徒或は会衆との關係は次のように考えられる。この關係は御言にもとづく靈的權威における同一性と教会の秩序にもとづく職務の相違性によつて本質的に規定されている。会衆は聖職者と靈的權利においては同一であつても職務の相違の故に区別されねばならない。聖職者は職務の上では相異ついても靈的權利の上では同一であるから、自らの靈的意味における優越や独占を誇り主張することは出来ない。むしろ兩者は信仰の故に聖徒の交わりなる靈的共同体の中にくみ入れられ自らの職業を用いて相互に扶助し合うべきものとしておかれている。かくしてルッターが世俗的職業に対して新しい希望の光を与え、近代文明の開拓者となつたことは周知の通りである。ところでかような職務上の相違はどこから出て来たのだろうか、この問題を教会における靈的職務と世俗における職業の設定という形でとりあげようとすればルッターにおける「秩序」とか「法」の概念にふれなければならぬ。しかし当面の問題として教会の職制における相違の由来を問うならば、聖職者は会衆によつてえらばれ、定められたものとして彼等から区別されたわけである。⁽⁷⁾そこに教会において定められた秩序が存在する。会衆は聖職者を本来的に任免する權利を持つ。しかし乍ら一度任命された以上聖職者は教会において靈的職務の担い手として会衆により人間の意味において斥けられることが出来ない。少くも彼が神の言を蔑ろにしない限りにおいて彼は神によつて立てられた秩序か

ら斥けられてはならない。又聖職者が教会において靈的職務にたづなわっているわけであるから会衆はこの職務をみだりに乱してはならない、私的に又緊急の場合にそのことがゆるされるとしても……⁽⁸⁾

(1) 二章脚注(14)参照

(2) W. A. VII, 27, 17-21, "Wie nu Christus die erste gepurt hat mit yhrer ehre und wirticket, also teylltet er sie mit allen seyren Christen, das sie durch den glauben müssen auch alle kuenige und priester seyn mit Christo. Wie S. Petrus sagt I Pet. 2. 'Ihr seyt ein priesterlich kuenigreich und ein kueniglich priestertum.'" cf. W. A. VI, 407, 9ff, W. A. VI, 370, 12ff.

(5) W. A. VI, 407, 29-31, "Drumb ist des Bischoffs weyhen nit anders, den als wen er an stat und person der gantzen sammlung eyren auß dem hauffen nehme, die alle gleiche gewalt haben, und yhm befilh, die selben gewalt fur die andern aufzurichten, ……"

して考えべしることを主張し、多くの引照を以て反駁しつゝの (ibid., n. 5).

(3) 彼の万人祭司説は既に「ローマ書講解」(一五一一—一六六)の中に善い聖なる人々は教会の役者 (prelati ecclesiae) と同様神の言の口であると言ふ主張の中に暗示せられ (Luthers Vorlesung über den Römerbrief, hrsg. von J. Ficker, 1930, II, 88, 10-11) 一五一九年十二月の書簡ではステロ前二・九、黙示一・六を引用して「我々サスヘてが祭司たる」とのステロ前二・九 (Enders, II, 279, 36ff.; K. Holl, op. cit., S. 318, n. 3 を参照した)。

(6) W. A. VI, 408, 26-31, "Szo folgt auß dissem, das ley, priester, fursten, bischoff, und wie sie sage, geistlich und weltlich keynen andern untersched ym grund warlich haben, den des ampts odder wercks, halben, und nit des stands halben, dan sie sein alle geystlichs stands, warhartig priester, bischoff und depste, aber nit gleichs eynerley wercks, gleich wie auch unter den priestern und munchen nit eynerley werck ein yglicher hat".

(4) リーカー (Rieker) がルッターにおおつては万人祭司説は

(7) ウォルムス国会後Leisnigの教会で宗教改革が行われ、

基督者の神に対する宗教的態度であつても教会職制の原理となり得ないという見解に対してホルはルッターがあくまで万人祭司説を具体的な教会の職制に関する事柄と

カトリック聖職者の免職と福音主義聖職者の在命の問題が起つたが、一五二三年ルッターは「基督教会衆の権利

ルッターにおける教会と職制

エナジヒツト (Daß ein Christliche Versammlung oder Gemeine Recht und Macht habe, alle Lehre zu urteilen und Lehrer zu berufen, ein- und abzusetzen, Grund und Ursache aus der Schrift)」エナジヒツトの論文の最後の章に「一教とリナはナト使ヒヤル。」

- (8) W. A. VI, 408, 13-17, "Dan weyl wir alle gleich priester sein, muß sich niemant selv erfur thun und sich unterwinden, an unßer bewilligen und erwelen das zuthun, das wir alle gleychen gewalt haben. Den was gemeyn ist, mag niemant on der gemeyne

willen und befehle an sich nehmen" Church Postil, 1522, "Every Christian has the power the pope, bishops, priests and works have, namely, to forgive or not to forgive sins..... We all have this power, to be sure, but no one shall dare exercise it publicly except he be elected to do so by the congregations. In private, however, he may use it" (H. R. Niebuhr and D. Williams (ed.), *The Ministry in Historical Perspectives*, 1956, pp. 113-114 に於て「エナジヒツトの語に引用した。）」

(未完)